

事務所:  
台湾10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階  
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw  
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:  
東京都新宿区新宿2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号  
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所  
© 2011 TIPLO, All Rights Reserved.

## TIPLO スポットニュース

2011年9月30日

### ■特別速報

#### 日台協力関係が新時代に突入 「投資自由化、促進及び保護に関する相互協力のための取決め」に調印

2011年9月22日、亜東関係協会と財団法人交流協会は日台双方を代表して、「投資の自由化、促進及び保護に関する相互協力のための財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」に調印した。特筆すべきことは、この取決めにより双方が、WTO(世界貿易機関)での合意内容を上回る待遇を相互に提供することである。

日本は台湾にとって二大貿易パートナーの内の一国であり、外資や技術の主要な供給元である。統計では2010年度日台間の貿易額が700億米ドルに迫る勢いとなっており、過去50年来、日本から台湾への直接投資金額も165億米ドルに達している。いっぽう、台湾から日本への投資金額も16億米ドルに迫る額となっていることから、日台双方でこの度の取決めが結ばれた後は、投資関係もより広範囲に深まってゆくものと双方の期待が高まっている。

日台の産業構造は相互補完性が極めて高く、この度の投資に関する取決めの締結により、双方の産業もより一層相互協力体制が強化されると見込まれる。この取決めの調印を弾みとして、企業による投資意欲の活性化、投資障害の排除、投資権益の保障、さらには企業間の相互投資活動の増進などが更に進むものと目される。また、これにより生じるメリットには次の点が挙げられる。:(1) 双方による安定的かつ制度化した投資環境の提供 (2) 日台サプライチェーンのより緊密な連携 (3) 投資紛争に関し、国際仲裁機関による解決ルートの確立。

この度の取決めは26条の条文からなっており、添付として日台双方各市場開放においてなお解禁しない項目も記載されている。取決めを適用する区域は日本及び台湾であり、適用範囲は双方投資家(自然人、法人もしくは何らかの実体)及びその投資財産となっている。その内容を次のようにまとめる。

1.投資促進 (Investment Promotion) : (1) 資金の自由移転、自由運用 ; (2) 使用する現地原料及びパーツ比率の制限不可 (3) 現地雇用する役員及び高級幹部の国籍や比例の制限不可 (4) 法規透明化等、投資促進の関連措置

2.投資保障 (Investment Protection) : (1) 投資保障対象の拡大 (従来の動産及び不動産等関連権利のみならず、技術、知的財産権、有価証券等の資産にまで拡大) ; (2) 収用 (土地に限定せず) 公共の目的で行い、且つ公用収用では投資家に迅速、有効、十分な補償をする。(3) 相互に他方の投資家と投資財産に対し、公正な待遇及び安全保障を与える (4) 投資家と現地

国政府間における投資紛争に関し、国際仲裁解決ルートの確立。

3.投資自由化 (Investment Liberalization) (1) 他方の区域における一方の側の投資家による投資も、現地投資家より不利ではない待遇を受ける (内国民待遇)。(2) 他方の区域における一方の側の投資家による投資も、他の国又は区域の投資家より不利ではない待遇を受ける。

○投資に関する取決めの全文日本語訳 (交流協会ホームページ)

[http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3\\_contents.nsf/v04/71E59C965688691A492579130013296E](http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/v04/71E59C965688691A492579130013296E)

○經濟部ホームページ関連情報

<http://www.moea.gov.tw/TJl/main/home/Home.aspx>



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLo Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2011 TIPLo, All Rights Reserved.

---

Attorneys-at-Law